

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月5日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の2件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 浦添市と中城村と北中城村が「ごみ処理の広域化」に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書（県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等）
- (2) 浦添市と中城村と北中城村が「ごみ処理の広域化」に当たって、2村が「ごみ処理基本計画」において採用している「焼却炉＋民間委託処分方式」を1市2村における「ごみ処理方式」の選択肢から除外した理由が分かる公文書（県と浦添市と中城村と北中城村との会議録等）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月6日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和3年12月17日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

浦添市、中城村及び北中城村が進める「ごみの広域化」について、第一号法定受

託事務として環境省の「循環型社会形成推進交付金」の事務処理を行っている県が、1市2村が取り組む「ごみ処理方式」の考え方を知らずに適切な事務処理を行うことは不可能なため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第4条第1項により、一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務となっている。

また、同法第6条第1項には、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」と規定されており、一般廃棄物処理計画の策定についても市町村の自治事務となっている。

したがって、県はごみ処理の広域化における1市2村のごみ処理方式の決定又は選定に係る文書を作成又は取得していない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 廃棄物処理法第4条第1項は、市町村の自治事務に対する責務に関する規定であり、自治事務の根拠規定ではない。同条第2項の規定上、県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならないことになっていることから、県は市町村の責務を十分に理解していなければならないことになる。
- (2) 環境省の「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」においては、県知事は、交付金交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、交付対象事業の目的と内容が適正であるか等の審査を行わなければならないことになっている。
- (3) 環境省は、市町村に対して同省が作成している「ごみ処理基本計画策定指針」の周知を徹底して必要な指導等を行うことを都道府県に要請している。したがって、県が市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」に対して必要な技術的援助を与えていない場合は、環境省の交付金に対する第一号法定受託事務を処理する県が、国の要請を無視または拒否していることになり、また、県が廃棄物処理法第4条第2項の規定に基づく都道府県の責務を十分に果たしてないことになる。
- (4) 環境省が定める廃棄物処理法の基本方針では、複数の市町村が「ごみ処理の広域化」を推進する場合、都道府県が市町村間の事務処理の調整を行うこととしている。

したがって、県は、1市2村の「ごみ処理の広域化」について、「ごみ処理方式」の決定又は選定に係る文書を作成又は取得していなければならないことになり、知事による本件処分の内容は不当である。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第4条第1項では、市町村の責務として、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることや、一般廃棄物処理に関する事業の実施に当たって能率的な運営に努めなければならないこと等を定めている。

一方、同条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることや、区域内の産業廃棄物の状況把握、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨定められている。

さらに、同法第6条では、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならないこと、計画を定めるに当たっては、関係する市町村の計画と調和を保つよう努めなければならないこととされている。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日環境省告示第7号）において、市町村は、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るよう努めるものとされており、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村に対する必要な技術的助言や、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとされている。

これらの規定を踏まえ、審査会において、実施機関に対し本件請求に関し県の関与や助言について確認した。実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務であることを前提とし、浦添市、中城村及び北中城村が実施する事業についても当該自治体が主体となり、計画、決定、実施されることとなる。

県は、県としての見解を市町村から求められた場合や照会等があれば助言等を行うことになるが、本件請求については自治事務の範囲内で当該自治体が決めている内容であり、県の関与や助言もなく、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年8月18日	審議（第337回）
令和4年9月30日	審議（第338回）